

飯島賢二の

やさしく解決！ 難問道場

第13回



株式会社 飯島綜研 代表取締役 飯島 賢二

Q 人材投資促進税制とは、どのようなものですか。是非、お聞かせください。

A

人材投資促進税制とは、人材育成に積極的に取り組む企業について、教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する制度で、2005年度の税制改正で新設されました。

対象となる教育訓練費は、講師・指導員等経費、教材費、外部施設使用料、研修参加費、研修委託費等です。また、適用期間は、2005年4月1日から2008年3月31日までの間に開始される事業年度で3年間の時限措置になります。

同制度の控除額は「基本制度」と「中小企業（原則、資本金1億円以下の法人）の特例」の2つから成り立ちます。

まず基本制度ですが、教育訓練費を前2事業年度の平均額（基準額）より増加させた企業について、その増加額の25%に相当する金額を当期の法人税額から控除することができます。次に、中小企業の特例ですが、教育訓練費を上記基準額より増加させた場合、教育訓練費の総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率（上限20%）を

乗じた金額を当期の法人税額から控除できます。ただし、基本制度と中小企業の特例の双方とも法人税額の10%を限度とされています。また、中小企業は基本的内容と中小企業特例の選択制の他、地方税（法人住民税）においても適用され課税標準を法人税額控除後の額にすることができます。この制度は、前2事業年度の平均額（基準値）より当該年度の教育訓練費が上回った場合にのみ適用できる制度であり、税額控除ですから赤字であれば控除できません。

人材投資促進税制の主旨は、企業の人材育成の取り組みを強化するとともに、企業の熟年層から将来を担う人材への技術・技能・知識等の移転をすることです。この機会に人材強化を検討してみたいかどうか。詳細は、貴社の顧問税理士にご相談ください。



「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

IKG 株式会社 飯島 綜研

代表取締役社長 飯島 賢二
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市問屋町2-4-18 ソシオ熊谷情報センター2F
TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>

当社はISOを取得しています

